

1 はじめに

「自転車」は、子どもから大人まで誰もが手軽に活用することのできる移動手段として、私たちの生活に根ざしている乗り物です。

用途やライフスタイルに応じた様々な種類の自転車が日常的に利用されていますが、地球温暖化や大気汚染等が重要な社会的課題として注目されるにつれ、二酸化炭素や有害物質を排出しないクリーンな交通手段であることが改めて評価されるようになりました。

これに伴い、鳥取県においても環境にやさしい社会づくりを目指す観点から「鳥取県バイシクルタウン構想」（平成25年）を策定し、自転車と自動車が対等な交通手段として活用される「自転車先進県」に向けた取組を推進してきました。

そして近年、自転車は日常の移動手段であるほかにも、「健康」、「スポーツ」、「観光」、「まちづくり」など、様々な側面から、その多様な価値に注目が集まっています。

平成29年5月には自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的とする「自転車活用推進法」が施行され、平成30年6月には、この法律に基づく国の施策の基本計画として「自転車活用推進計画」が策定されました。

鳥取県においても、このような自転車の活用機運の高まりを背景として「鳥取県バイシクルタウン構想」の理念をさらに発展させ、様々な社会環境の変化を織り込みつつ、これまでよりも広い視点から、自転車を通じた豊かな地域づくりを進めていくこととしました。

多くの人の暮らしに寄り添い、愛されてきた自転車は今、

- ・環境と調和した健やかなライフスタイルを広げていくこと
- ・年齢に関わらず誰もがスポーツに親しむ文化を育むこと
- ・障がいのある人もない人も共に喜びを分かち合う社会を作ること
- ・地方の個性や魅力を活かして地域を活性化していくこと
- ・子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを行うこと

など、私たちが目指す次世代の社会づくりのパートナーとして、様々な力を発揮することが期待されています。

私たちが健康で心豊かな生活を送り、たくさんの人と交流しながら活力に満ちた社会を形成していく上で、自転車は大きな可能性を秘めた存在であり、その多面的な活用を図ることは、私たちのよりよい未来を考えることにも繋がっていくといえるでしょう。

この「鳥取県自転車活用推進アクションプログラム」は、自転車の様々な価値や魅力に着目し、県民の皆さんと一緒に地域の発展に繋げていくための行動指針として策定するものです。

環境と調和した健康的なライフスタイルを推進すると共に、自転車を通じて障がい者や外国人を含む様々な人々が繋がりあい、私たちの地域の魅力が世界に拓かれていく社会を目指して、県民みんなで自転車の活用を推進していきましょう。

2 計画の位置づけ

このプログラムは、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第10条に基づく、都道府県自転車活用推進計画として位置付けています。

3 計画期間

プログラムの計画期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。

4 計画の構成

このプログラムでは、自転車の利用促進について、「活用の推進」と「環境の整備」の両面から構成しています。

「活用の推進」では、「くらしの移動手段」、「スポーツ・レジャー」、「観光資源」の3つの場面における自転車の魅力や価値について考えます。

「環境の整備」では、自転車を安全に楽しく利用するために守るべきルールや、自転車がより利用しやすい街づくり等について考えていきます。

